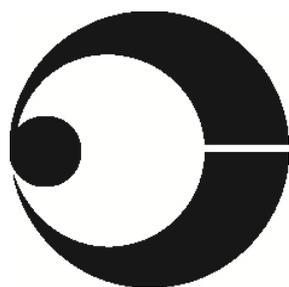


公の施設に関する使用料の設定基準



平成 30 年 1 月

湖 西 市

【基準の運用方針について】

1. 新使用料の移行に当たっては、「受益者負担の原則」に基づき、市民の理解を得ながら、経費節減を図った上で、当設定基準をもとに使用料の見直しを行う。
2. 利用率の低下を招くおそれがある場合や類似施設における設定金額と均衡が取れない場合は、改定額を調整することで適切な使用料を算出する。

目 次

第1 基本的な考え方

1	使用料算定基準の必要性	1
2	受益者負担の基本的な考え方	1
3	コスト縮減の取組	2
4	設定基準の適用時期	2

第2 使用料の算定の考え方と算出方法

1	使用料の算定の考え方	3
2	使用料の原価に参入する経費	3
3	使用料基準額の算出	5
4	施設の稼働率の考え方と算定方法	8
5	性質別分類と負担割合	9
6	減免規定の見直し	11
7	使用料の加算	13
8	使用料の改定に係る激変緩和措置	14

第1 基本的な考え方

1 使用料算定基準の必要性

公の施設の使用料は、施設利用者がサービスの対価として負担しているもので、当該施設の維持管理等に要する費用に充てられている。

しかし、本市の施設使用料の設定については、その算定方法や改定の時期などについての統一した基準がなく、維持管理費等をもとに、類似施設の料金を参考にするなど、各々の施設ごとに使用料を設定してきた。

このような状況から、「行財政改革大綱」における取組方策として「積極的な財源創出策の推進」を位置付け、行政サービスに対する「公平かつ平等な受益者負担」を確保するために、利用者がどこまで負担すべきか、市がどこまで負担すべきかなど使用料についての基本的な考え方を整理し、統一的な算定基準を定めることとした。

2 受益者負担の基本的な考え方

公の施設の使用料は、その施設を利用する対価として徴収されるべきものであり、施設の維持管理・運営に要する経費の負担は、利用する方（利用者）と利用しない方（非利用者）の均衡を考慮し、「受益者負担の原則」に基づいて設定する必要がある。

現在、多くの施設は、使用料のみで管理・運営することができず、不足する経費については、公費（税金）を充当しているため、非利用者も間接的に経費を負担していることになる。

そこで、使用料の設定には、行政サービスとしての必要性を考慮しつつ、利用者と非利用者との負担の公平性・公正性を確保するような一定の基準が必要となる。

3 コスト縮減の取組

施設の使用料は、維持管理に要する経費に基づき算定されることから、管理者は、常にコスト意識を持ち、近隣の類似施設や民間施設とのコスト比較を行うなど、経費の無駄を省くことで、最も効率的で効果的な施設運営を行わなければならない。

このため、施設の利用率など、現状の利用状況を十分把握した上で、開館日、開館時間、適正な人員配置、業務プロセス及びサービス内容等の見直しを行い、サービスの質を下げることなく、利用者に過度な負担が生じないよう低廉な使用料を追及する。

そして、より低コストで高品質のサービスを利用者提供できるよう、P・D・C・Aのマネジメントサイクルにより継続的に事務事業の見直しに努めなければならない。

4 設定基準の適用時期

使用料の設定基準に基づく新使用料の適用時期は、平成30年10月1日とする。(今後、消費税の改定時には消費税分を転嫁することとして再度検討する。)ただし、使用料の見直しに当たっては、利用者への事前周知を徹底するとともに、説明責任を果たすよう努めなければならない。

また、指定管理者制度を導入している施設の使用料の変更は、施設運営に与える影響が大きいため、次期指定管理者選考に合わせて見直しを行うこととする。

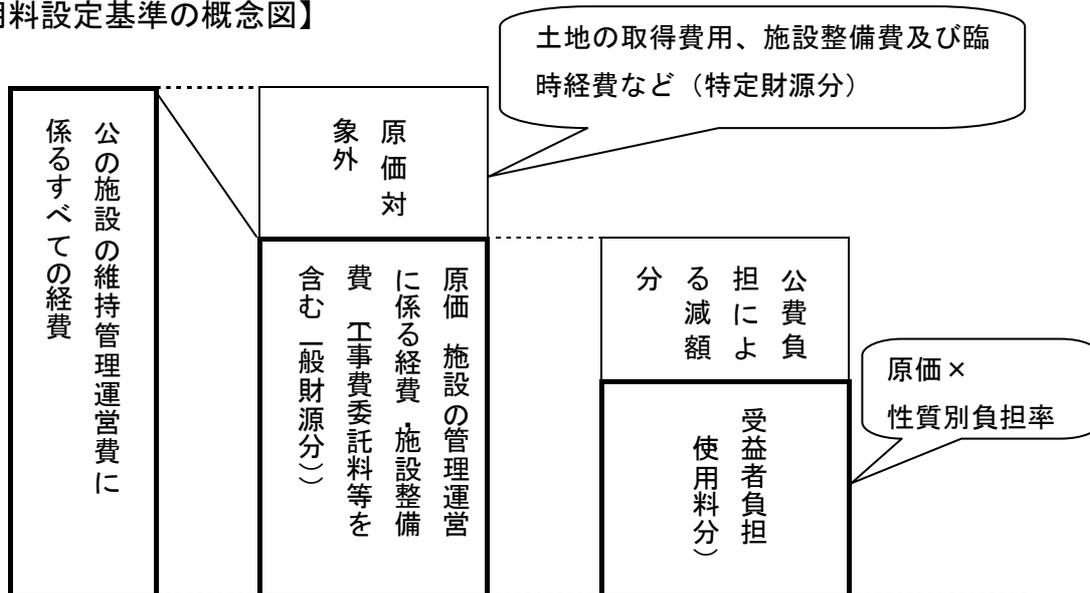
※使用料の見直しは、3年ごとに行なうことを原則とするが、施設の大規模改修等を行なった場合には、速やかに反映させることとする。また、消費税の改定時には、消費税分を転嫁する。

第2 使用料の算定の考え方と算出方法

1 使用料の算定の考え方

公の施設の使用料を設定する際には、「受益者負担の原則」と「公平性・公正性の確保」の観点から、市民・利用者の理解と納得が得られるよう、合理的かつ適正な設定基準とする必要がある。

【使用料設定基準の概念図】



2 使用料の原価に参入する経費

公の施設に係る経費には、施設の建設費（減価償却費含む）や維持管理運営費など、様々な経費がある。このため、使用料の基準を設定する際には、受益者負担の在り方について十分検討し、適正な経費の範囲を定める必要がある。

【原価構成費目】

費目	内容	
施設の管理運営に係る経費	人件費	受付、許可、使用料の徴収、保守点検等に係る契約事務等
	物件費	光熱水費、施設・設備保守点検委託費、修繕費、備品・消耗品費、通信運搬費等
施設の取得に係る経費（建設費等）の内一般財源分	委託料	設計委託料、地質調査委託料、工事監理委託料等
	工事請負費	工事請負費

◎原価の算定方法について

- ・原則として、算定を行う年度の前年度3年間の決算額（実績）の平均とする。ただし、人件費のうち職員給与については、前年度の平均額を用いる。
- ・施設の取得に係る経費（建設費等）の一般財源分の委託料・工事請負費は、総額を法定耐用年数で除した額とする。
※大規模改修費も含む
- ・法定耐用年数は、施設整備の補助基準を原則とするが、無い場合は国税庁の償却資産の耐用年数表を採用する。
- ・施設の取得にかかる経費（建設費）は、平成26年度発行「湖西市公共施設白書（Vol. 2）」の資料「湖西市公共施設等分析データ」記載の総取得費とする。
- ・国庫補助金の金額が不明な場合は、施設の取得に係る経費（建設費）の1/2とする。

【非原価構成費目】

費目	内容
土地取得費用	土地は、原価が将来にわたり資産価値が残ることから適切でない。
施設の取得に係る経費（建設費）の内特定財源分	国庫補助金、交付金、県補助金等の特定財源での経費。
災害等により要した経費	地震、津波、火災、事故等により発生した経費の内保険等で補填される経費。
特定の個人の便益に要した経費	通常の施設使用以外に開催された教室・セミナー・講座等、特定の個人の便益に要した経費は、受益者のみに発生する経費（材料費・教材費等）であり、必要に応じ徴収すべきであることから、適切でない。

3 使用料基準額の算出

使用料は原則として、次の基本的な考え方により算出する。

$$\boxed{\text{使用料}} = \boxed{\text{原価}} \times \boxed{\text{性質別負担割合}} \quad (\text{性質別負担割合 : P9 参照})$$

(1) 1人当たり、または、1室当たりの使用料は、原則として次の式により算出した額となる。

① 文化施設・プール等を利用する場合

【算出方法】

《 1人当たりの原価 》

原価（施設の管理運営に係る経費）÷年間受益者（利用者）数

$$\boxed{1人当たりの使用料 = 1人当たりの原価 \times 性質別負担割合}$$

【具体例】プール等（個人利用施設）の使用料

	プール部分	事務所	トイレ・通路 等共有部分	延床面積
面積（㎡）	1,500	50	50	1,600

※施設全体の原価：18,000,000円

※年間開館時間：40日×8時間＝320時間

※年間利用者数：15,000人（H22：14,000人、H23：15,000人、H24年：16,000人の平均）

※性質別負担割合：100%（P9 I-C）

◆ 1人当たりの使用料

18,000,000円÷15,000人×100%＝1,200円／人

（1人当たりの原価×性質別負担割合）＝（1人当たりの使用料）

② 会議室・ホール等（一定区画）の貸室を利用する場合

【算出方法】

《 1㎡当たりの原価 》

施設全体の原価（施設の管理運営に係る経費）÷貸出全体面積
 ÷年間開館時間÷稼働率（P8参照）

※「年間開館時間」は、開館日数×施設を利用できる時間

《 1室当たりの原価 》

1㎡当たりの原価×利用面積×利用時間

1室当たりの使用料 = 1室当たりの原価 × 性質別負担割合

【具体例】 以下のような施設において、会議室Aを2時間利用する場合の使用料

	会議室A	会議室B	事務所	トイレ・廊下 等共有部分	延床面積
面積（㎡）	200	100	50	50	400

※施設全体の原価：6,000,000円

※年間開館時間：252日×8時間＝2,016時間（切上）

※稼働率：50%（P8参照）

※性質別負担割合：75%（P9 II-C）

※貸出面積の合計＝会議室A（200㎡）＋会議室B（100㎡）＝300㎡

◆ 1室当たりの使用料

$6,000,000円 \div 300㎡ \div 2,016時間 \div 50\% \times 200㎡ \times 2時間 \times 75\%$

（施設全体の原価÷貸出全体面積÷年間開館時間÷稼働率×利用面積×利用時間×性質別負担割合）

＝5,952.380952

＝（1室当たりの使用料）

※10円未満を切り捨て 5,950円／室

- ★ 会議室やホールなど、用途が違う施設が混在している複合的な施設では、利用目的の異なる施設ごとに「性質別負担割合」も個別に設定する必要がある。

【具体例】

	会議室 A	会議室 B	ホール	事務所	トイレ・廊下 等共有部分	延床面積
面積 (㎡)	200	100	600	50	50	1,000

※施設全体の原価：18,000,000円

※年間開館時間：252日×8時間＝2,016時間

※稼働率：50% 会議室、80% ホール (P9)

※性質別負担割合：75% 会議室 (P9 II-C)、50% ホール (P9 II-B)

※貸出面積の合計＝会議室A (200㎡)＋会議室B (100㎡)＋ホール (600㎡)＝900㎡

◆ 会議室 A を2時間利用する場合の1室当たりの使用料

$$18,000,000円 \div 900㎡ \div 2,016時間 \div 50\% \times 200㎡ \times 2時間 \times 75\%$$

(施設全体の原価÷貸出全体面積÷年間会館時間÷稼働率×利用面積×利用時間×性質別負担割合)

$$=5,952.380952$$

= (1室当たりの使用料)

※10円未満を切り捨て 5,950円/室

◆ ホールを2時間利用する場合の1室当たりの使用料

$$18,000,000円 \div 900㎡ \div 2,016時間 \div 80\% \times 600㎡ \times 2時間 \times 50\%$$

(施設全体の原価÷貸出全体面積÷年間会館時間÷稼働率×利用面積×利用時間×性質別負担割合)

$$=7,440.47619$$

= (1室当たりの使用料)

※10円未満を切り捨て 7,440円/室

4 施設の稼働率の考え方と算定方法

◎施設の稼働率の考え方と算定方法について

原則として、算定を行う年度の前3年間の使用時間区分ごとの使用実績を基に計算した平均稼働率とする。ただし、使用時間区分ごとの使用実績が分からない場合は、1日ごとの使用実績を基に稼働率を計算しても良い。

◎使用料の算定に当たっては、稼働率を大きくすると使用料が安くなり、小さくすると使用料が高くなる計算結果になる。以上のことから、稼働率の下限を50%とし、10%ごとの繰上げとする。また、使用実績が不明な施設は、稼働率を50%とするので、今後実績調査を行うこととする。なお、稼働率の再算定は、使用料見直し時に実施することとする。

※稼働率が低い施設は不要と考え、公共施設再配置計画の見直し時に、「施設の統廃合、転用等」の参考資料とする。

5 性質別分類と負担割合

行政サービスとして提供する公の施設は、道路・公園・福祉施設など市民に必要な施設であるが、市場原理により民間によるサービスが提供されにくい施設から、浴場・プール・スポーツ施設の運営など、民間においても同様のサービスを提供している施設まで、幅広く存在している。

このため、公の施設に関する使用料の基準を設定する際、すべての施設において、一律に受益者負担の原則を適用することは難しいことから、各施設におけるサービスの内容を性質別に分類し、その分類ごとに「公費負担」と「受益者負担」の割合を設定することとする。

(1) 性質別分類

【必需性による分類】

分類	I	II	III
施設の性質	民間企業において同様のサービスを提供している施設	一定の公益性のもとに特定の受益者の利便を図る施設	市民生活において必要な水準確保や社会的弱者の擁護、教育補完など公共性の高い施設
必需性	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 低い  高い </div>		

【市場性（収益可能性）による分類】

分類	収益性	市場性
A	収益性が全くないか極めて低く民間企業においてサービス提供が困難な施設	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> 低い  高い </div>
B	収益性が低く施設の使用料だけでは管理運営費を賄うことが困難な施設	
C	相当の収益性があり施設の使用料をもって管理運営費を賄うことができる施設	

(2) 性質別負担割合 (性質別分類によるマトリクス)

(%)

市場性 	小	A B C	公 費 50	公 費 75	公 費 100
			受益者 50	受益者 25	受益者 0
			公 費 25	公 費 50	公 費 75
	大		受益者 75	受益者 50	受益者 25
			公 費 0	公 費 25	公 費 50
			受益者 100	受益者 75	受益者 50
			I	II	III
			必需性 		
			小		大

6 減免規程の見直し

公の施設の使用料は、施設利用者がサービスの対価として負担しているものであり、利用者から使用料を等しく負担していただくことで運用しなければなりません。一方で、その負担を施策的に軽減し施設の利用を促進することによりスポーツや文化、生涯学習の振興及び推進のために一定の成果を挙げてきました。しかし、湖西市においては、減免の承認は、施設ごとの条例・規則で定め統一的な基準が無く、減免を適用する範囲は広がる傾向にありました。それにより、利用団体のほとんどが無料や減免となっている状況や利用者が固定化していたり本来の受益者負担の原則から、遠のいている現状が見受けられました。そこで、利用者と非利用者との負担の公平性・公正性を確保するため減免規定を見直します。

(1) 使用料の減免の基本方針

現行の減免制度は、受益者負担の原則に基づき廃止します。ただし、市が施策を推進するために、市民と行政との協働の観点から相互に協力関係にある団体、行政とともにまちづくりを担う団体に対して減免を適用するものとします。また、高校生以下の子ども、65歳以上の高齢者、障害者等の個人利用についても減免を適用するものとします。

(2) 使用料免除(減額率100%)とする場合

区分	内 容	摘 要
A	市または当該施設の指定管理者が使用する場合	市が主催する事業及び指定管理者が実施する事業。
B	団体の設立または組織された趣旨が、市の施策に合った事業活動を実施するために使用する場合	自治会連合会、PTA連合会、子ども会連合会等で本部が直接使用する場合に限る。 設立された団体が市から委託を受けて実施する事業。
C	市内の学校、保育園又は認定こども園が幼児、児童もしくは生徒又はその保護者、教職員等を対象に教育又は保育の目的で使用する場合	幼児・児童・生徒・保護者・教職員等を対象に保育・教育目的で使用する場合に限る。公立、私立を問わない。

D	国庫補助事業等により施設を取得し、施設の設置目的に合った団体が使用する場合	団体の使用目的が施設の設置目的に合った活動として市長が認めた場合に限る。サークル等は認めない。
---	---------------------------------------	---

(3) 使用料減額(減額率50%)とする場合

区分	内 容	摘 要
E	市が共催または構成団体の一員となって事業を推進するために使用する場合	後援については減額対象としない。
F	国、他の地方公共団体が加入している団体が使用する場合	左記で使用するもののうち、広く市民を対象とした研修会、講演会等については減額する。ただし、職員を対象とした連絡会議などは減額対象としない。
G	区分Bに該当する団体の下部の団体が使用する場合	各自治会・町内会、PTA、地区子ども会等が直接使用する場合。
H	特定非営利活動法人その他自主的な活動を行っている団体が市の施策に沿った事業活動を行うために実施する講座、講習会などで使用する場合	自主的な活動を行っている団体が、広く市民に参加を呼びかけて実施する講座等で使用する場合。 サークル等参加費を徴収するものは減免しない。
I	構成員の過半数を高校生以下が占める団体が使用する場合、または高校生以下が個人で使用する場合	子どもの健全育成を図るため。
J	構成員の過半数を高齢者が占める団体が使用する場合、または高齢者が個人で使用する場合	高齢者の健康増進、教養の向上に寄与することを目的とする使用に限る。
K	構成員の過半数を障害者が占める団体が使用する場合、または障害者が個人で使用する場合	障害者の社会参加の促進を図るため。 障害者が個人で使用する場合の介助者は、免除とする。

L	限定的に認める特別の事情や理由があると市長又は教育委員会が認める場合	減額（50%以内）または免除することができる。ただし、適用する場合は、理由を明確にすること。
---	------------------------------------	--

備考

- 1) この表において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。
- 2) この表において「保育園」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。
- 3) この表において、「認定こども園」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第二条第6項に規定する認定子ども園をいう。
- 4) この表において、「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 5) この表において、「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は療育手帳制度要綱（昭和49年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者をいう。
- 6) 区分Kにおいて、障害者が個人で使用する場合の介助者の使用料は、免除とする。

(4) 減免対象の決定

減免対象の決定は施設所管課の決裁とするが、総務課長（例規審査所管）の合議を受ける。また、必要により減免対象を所管する課長の合議を受ける。

7 使用料の加算

(1) 市外料金の設定

市外の団体・個人の利用にあたっては、基本使用料に10割を加えた額とする。

(2) 営利

営利を目的とする商品の販売及び宣伝の用に供する場合の使用料は、基本使用料に10割を加えた額とする。なお、営利を目的とする場合は、減免はしない。

(3) 附属設備使用料

附属設備の使用料は、別途加算する。

8 使用料の改定に係る激変緩和措置（試算後の再調整案）

(1) 使用料の改定限度額

新使用料の移行に当たっては、原則、当設定基準に基づき使用料を設定することとするが、改定に伴い大幅な増額が生じることで、利用者に過度の負担が生じることが考えられるため、次のように使用料の改定限度額を定めるものとする。

また、使用料の改定については、定期的な検証結果を踏まえた上で、段階的に実施することとする。

① 現行使用料を改定する場合

改定使用料が現行使用料の2.0倍を超えない額を目安とする。

② 新たに使用料を設定する場合

設定基準に基づき算出するが、類似施設における改定使用料と比較して、均衡が取れる額になるよう調整する。

(2) 設定基準の調整

使用料の改定については、原則、上記(1)①②に記載のとおり、段階的に適用することとするが、周辺自治体の類似施設より高額となり、利用率の低下を招く恐れがある場合や、現行使用料より低額となることで、民間企業の営利事業を圧迫する場合や類似施設における設定金額と均衡が取れない場合は、改定額を調整することで適正な使用料を算出するものとする。